

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター会議室利用規約

1 趣旨

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター（以下「センター」という。）の会議室を利用する場合について、大阪府社会福祉施設設置条例（以下「条例」という。）第8条第4項、第15条及び第16条並びに大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター管理規則（以下「規則」という。）第2条から第4条及び第10条から第14条に基づき必要な事項を定めるものとする。

2 利用時間

(1) 平日の午前9時から午後9時とし、土曜日にあっては午前9時から午後5時までとする。日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日は休館日とする。

(2) 利用時間には、準備及び撤去の時間を含む。

3 利用の承認

会議室の利用については、利用申込書（様式第1号）により申請を行う。

承認を受けた利用者は、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター会議室利用規約（以下「利用規約」という。）を遵守するものとする。

ただし、利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しない。

- (1) 宗教団体、思想団体、政治団体又はこれに類する集会等の目的と認められるとき。
- (2) 利用が暴力団員等の利益になり、又はなる恐れがあると認められるとき。
- (3) 詐欺行為その他非合法・反社会的目的であると認められるとき。
- (4) 公序良俗に反する又は法律に違反する恐れがあると認められるとき。
- (5) センターの管理上支障があると認められると認められるとき。

4 利用料金等

条例第15条に基づくセンターの利用料金は別表1のとおりとし、次の各号の取り扱いとする。

- (1) 利用にかかる延長時間は1時間単位とし、1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。利用後に生じた延長料金については、指定管理者の指示に従い支払うものとする。但し、平日は21時以降及び土曜日は17時以降の延長は認めない。
- (2) 当センターに常設していない機器備品又はその他の機器を持ち込む場合は、指定管理者の承認を必要とする。
- (3) 通常照明以外に電力を必要とする場合は、別途、使用料を徴収する場合がある。
- (4) 利用者は、物品の搬入出を行う場合、事前に指定管理者の指示に従い、センターの設備や備品、什器等に損傷の恐れがないよう養生を行う。

- (5) 会議室及び附帯設備等の使用後の引き渡しについては、必ず指定管理者が立ち会い確認を行う。
- (6) 利用に際して、室内又は建物の諸設備、機器備品等を毀損、汚損、紛失した場合、又は利用者に起因する火災等の事故を起こした場合には、指定管理者の算定するところに従って、利用者は修理や復旧に要する直接・間接費用を負担する。
- (7) 利用後に清掃を必要とする場合は、別途清掃料金を徴収する場合がある。

5 申し込み手続き等

センターの会議室の利用を希望するものは以下によるものとする。

- (1) 会議室の利用については、申し込みは先着順とし、障がい者の優先利用を基本に受付を行う。
 - ・障がい者団体：利用の半年前から1週間前までの間、先着順で受付を行う。但し、翌年度分の利用申込みは毎年2月1日から受付を行う。（2月1日が土曜日、日曜日の場合は、翌月曜日）
 - ・その他の団体等：利用の1か月前から1週間前までの間、先着順で受付
- (2) 電話等により空き状況を確認の上、利用申込書（様式第1号）により申し込みを行う。
- (3) 指定管理者は、主催者や利用人数、利用内容等を確認の上、受付を行う。
- (4) 指定管理者は、受付後、利用承認手続きを経て請求書を発行し、申し込み者は請求書記載の振込期日までに利用料金（別表1）の振込みを行う。振込手数料は利用者の負担とする。

6 利用料金の減免について

規則第11条の規定に基づき、別表2のとおり利用料金を減額又は免除する。

7 目的以外の利用の禁止及び利用承認の取り消し

利用者は、利用規約に定める用途以外に利用してはならない。

利用者が利用規約に違反したときは、その利用を取り消すことができるものとする。

また、利用者が利用の承認後に次の各項目に該当する場合、利用を取り消し又は、利用を制限、若しくは停止するものとする。

- (1) 利用申込書（様式第1号）の記載事項が実際と異なる等、偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
- (2) 利用者が利用規約に違反したとき。
- (3) 利用が暴力団員等の利益になり、又はなる恐れがあると認められるとき。
- (4) 他の利用者に危害を与え、又は加える恐れがあると認められるとき。
- (5) 建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はその恐れがあると認められるとき。
- (6) 前各項目(1)～(5)に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

8 予約の取り消しによるキャンセル料について

利用承認後の予約の取り消しによるキャンセル料については、以下のとおりとする。

- (1) 天災その他やむを得ない理由によりセンターを利用することができないと認められる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0%
- (2) 利用者の都合により取り消した場合において、利用申し込み状況や利用形態から会議室の有効な活用に支障がなく適当と認められる場合は、利用の取り消しの時期に応じて、以下のとおりキャンセル料を徴収する。
- ・ 利用日の6か月前から2か月前：室料及び附帯設備料金の合計の10%
 - ・ 2か月前から1か月前：室料及び附帯設備料金の合計の20%
 - ・ 1か月前から1週間前：室料及び附帯設備料金の合計の50%
 - ・ 1週間前から当日及び連絡のない取り消しについては100%。

9 その他

この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、施設運営委員会で決定する。

附 則

この規約は、令和2年 6月15日から施行する。

この規約は、令和2年10月 1日から施行する。